

『自動車検査員教習試験 問題と解説 令和8年版 四国運輸局編』

「自動車部品の取り扱い」変更に伴うお知らせ

弊社出版物「自動車検査員教習試験 問題と解説 令和8年版 四国運輸局編」をご購入いただきまして、誠にありがとうございます。

この度『完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて』の変更により、一時抹消登録後の新規検査において、自動車部品が装着されている場合の規定が適用され、保安基準適合証を交付できることとなった。

それに伴い、本書の内容について一部変更がございます。該当箇所は下記のとおりになり、お詫びするとともに、訂正をお願い致します。

頁数・概要等		掲載日
34 ページ		令和8年 5月29日
13 自動車部品を装着した場合の取扱い		
誤	◎正解 1…①簡易/②手/③溶接：2…×：3…①3/②4/③100：4…①3/②2/③4：5…①2/②4/③100：6…①50/②100：7…○：8…×：9…○：10… ×(予備検査には「自動車部品の取扱い」の規定は適用されない) ：11… ×(新規検査には「自動車部品の取扱い」の規定は適用されない) ：12… ×(中古新規検査には「自動車部品の取扱い」の規定は適用されない) ：13…○	
正	◎正解 1…①簡易/②手/③溶接：2…×：3…①3/②4/③100：4…①3/②2/③4：5…①2/②4/③100：6…①50/②100：7…○：8…×：9…○：10…○：11…○：12…○：13…○	
削除	<p>[関係法令]</p> <p>◆自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて◆(通達)</p> <p>この取扱いの実施に伴い、継続検査及び臨時検査における構造に関する検査並びに指定規則別表第2に規定する構造に関する検査において、当該自動車の長さ、幅及び高さ並びに車両重量が当該自動車検査証の記載事項と同一であるかどうかを視認により検査する場合であっても、下記1に準じた取扱いとすることとする。</p> <p>この取扱い(緩和措置)は継続検査及び臨時検査において適用される。新規検査や構造等変更検査、予備検査には適用されない。</p>	